

9 へき地医療体制

(1) 現 状

- 北海道は、無医地区や無歯科医地区が全国一多い都道府県ですが、本圏域においては無医地区及び無歯科医地区が一か所もありません。

道においては、平成 15 年 4 月に 25 カ所の地域センター病院の中から 19 病院を「へき地医療拠点病院」として指定しており、南空知では「岩見沢市立総合病院」が指定を受けています。

<無医地区等の定義>

(無医地区)

- ◇ 無医地区とは、医療機関のない地域で当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区

(無医地区に準じる地区)

- ◇ 無医地区に準ずる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

※ 「無歯科医地区」「無歯科医地区に準ずる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替える

<へき地医療拠点病院の主な役割>

- ◇ へき地診療所等からの患者の受け入れ
- ◇ 無医地区等への巡回診療の実施
- ◇ へき地診療所等への代診医等の派遣
- ◇ へき地の医療従事者に対する研修会等の実施
- ◇ へき地診療所等に対する遠隔診療等の各種診療支援 等

- 「へき地保健医療計画」の設置基準に基づき、平成 21 年 4 月から本圏域内において「夕張市立診療所」が「へき地診療所」の指定を受けています。

<へき地診療所の設置基準>

- ◇ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径 4 km の区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上要するものであること。
- ◇ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として 300 人以上、1,000 人未満の離島に設置するものであること

(2) 課 題

- 現在、本圏域には「無医地区」は存在しませんが、今後は医師の高齢による診療所の廃止、施設の老朽化による移転新築等により、「無医地区」が発生する可能性があります。
- へき地医療拠点病院は、地域の実情に応じた無医地区への巡回診療並びにへき地診療所からの要請に応じ医師等の派遣を行う体制を構築する必要があります。

(3) 必要な医療機能

(へき地における保健指導の機能)

へき地において、保健指導を提供することが必要です。

(へき地における診療の機能)

専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備することが必要です。

(4) 数値目標等

- へき地診療所の維持
- へき地医療拠点病院の維持

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

(へき地における保健指導の機能)

市町や最寄りのへき地診療所等と連携の下、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的にへき地の実情に即した保健指導を行います。

(へき地における診療の機能)

- へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。
- (財)北海道地域医療振興財団のドクターバンク等の医師派遣事業等により、常勤医、代診医の確保を図ります。

(6) 医療機関等の具体的な名称

- へき地医療拠点病院

医療機関名	指定時期
岩見沢市立総合病院	平成 15 年 4 月

- へき地診療所

医療機関名	指定時期
夕張市立診療所	平成 21 年 4 月

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

本圏域には無歯科医地区はありませんが、今後無歯科医地区が生じた場合、市町と歯科医師会が連携し歯科医療サービスが十分に提供できるよう努めます。

(8) 薬局の役割

本圏域には薬局のない市町はありませんが、医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、薬局による在宅医療などの提供に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。